

【実施要領：別紙 2】 技術提案書作成要領

1 基本的事項

本要領は、義農公園再整備事業公募型プロポーザルにおいて、応募者が提出する技術提案書の作成方法、様式、枚数、記載内容及び留意事項を定めるものである。技術提案書は、別紙 1「評価基準」に基づく審査に使用するものであり、要求水準書に示す必須事項及び前提条件に適合し、既往設計図書に示す設計条件及び設計意図を踏まえて作成すること。要求水準書に定める要求水準を満たさない提案又は要求水準を下回る代替提案は認めない。本事業は、既往設計図書を基礎資料として参照し、要求水準書に基づき実施設計及び施工を行う設計・施工一括発注方式による事業であり、ゼロからの自由な施設デザインを競うものではない。応募者は、既往設計の設計意図を理解したうえで、調査・実施設計、社会実験支援、工事監理、工事施工等へ確実につなげるための方針を提案すること。

技術提案書は、審査委員が提案内容を比較しやすいよう、簡潔かつ分かりやすく作成すること。

2 提出書類

技術提案書として提出する書類は、次のとおりとする。

区分	書類名	枚数等
提案様式 1	事業理解・既往設計の実現方針	A 3 判片面 1 枚以内
提案様式 2	実施体制・マネジメント方針	A 3 判片面 1 枚以内
提案様式 3	社会実験支援業務提案	A 3 判片面 2 枚以内
提案様式 4	施設・重要条件への対応方針	A 3 判片面 2 枚以内
提案様式 5	工程・コスト・維持管理・運営方針	A 3 判片面 1 枚以内
添付資料	図面、工程表、体制図その他補足資料	A 3 判片面 3 枚以内
合計	技術提案書一式	A 3 判片面10枚以内

表紙、提出届、価格提案書、要求水準適合確認書、参加資格確認に係る書類その他町が別に求める書類は、技術提案書の枚数には含めない。

3 技術提案書の構成及び記載内容

技術提案書は、次の提案様式により作成すること。各提案様式は、別紙1「評価基準」の評価項目に対応するものである。

提案様式	名称	主な記載内容	対応する評価項目
提案様式 1	事業理解・既往設計の実現方針	「みんなでつくる・育てる」・「義農公園を育てる5つのヒント」の理解、既往設計図書の設計意図の理解、本事業の前提となる主要機能・配置条件の理解、松前らしさ・義農らしさ、義農神社との関係性、既往設計を実施設計・施工へつなげる基本方針	1 事業理解・既往設計の実現方針
提案様式 2	実施体制・マネジメント方針	代表企業及び統括責任者の役割、設計、施工、工事監理、社会実験支援、維持管理・運営準備の役割分担、業務間の連携方法、課題管理、変更管理、同等品、関係機関協議等の管理方法、公園・ランドスケープの設計意図を施工段階で確認する体制、町内企業の活用、地域経済への配慮、地元人材・資材等の活用に関する考え方	2 設計・施工一括発注方式を活かした実施体制・マネジメント
提案様式 3	社会実験支援業務提案	社会実験の目的、「義農公園を育てる5つのヒント」との関係、利用者目線で検証する事項、近隣影響として検証する事項、実施内容、場所、時期、参加者、体制、安全性、雨水貯留施設整備工事完了後から本事業の工事着手までの敷地の暫定利用に関する考え方、記録、検証及び実施設計、施工、維持管理・運営準備への反映方法、地域住民、地域団体、利用者及び事業者等の参加方法、使い手・担い手を育てる考え方	3 社会実験支援業務の提案
提案様式 4	施設・重要条件への対応方針	芝生広場、日陰、照明、ボール遊び・スポーツ、休憩・滞在空間等の使いやすさ、雨水貯留施設の通気口等の納まり、タコのすべり台、はんざり遊具及び非直線的なアスレチック系オリジナル遊具の考え方、タコのすべり台の荷重及びポンプ位置の変更を含む雨水貯留施設との整合、交流・体験学習棟、大屋根、フォリー、倉庫等について、使いやすさ、維持管理性、木材の活用及び周辺景観との調和、災害後生活支援・受援機能の具体的な使い方並びにマンホールトイレ及びかまどベンチ以外の追加提案	4 提案の余地を踏まえた施設・重要条件への対応

提案様式	名称	主な記載内容	対応する評価項目
提案様式 5	工程・コスト・維持管理・運営方針	全体工程、工程上のリスクと対応方針、提案上限価格の範囲内で必要な機能、品質、安全性及び維持管理性を確保する考え方、同等品の採用、仕様等の調整、維持管理費への配慮、地域住民・地域団体等が維持管理・運営に関わる仕組み、使い手・担い手の育成、継続的な事業活動を支える施設・設備、供用開始準備、引継ぎ、広報並びに寄附募集・クラウドファンディング等への協力及び参加型の仕組み	5 工程・コスト・維持管理・運営への対応
添付資料	図面、工程表、体制図 その他補足資料	配置図、平面図、断面図、利用シーン図、動線図、管理区分図、体制図、工程表等のうち、提案内容を補足するために必要なもの	各評価項目共通

提案様式3の社会実験支援業務提案においては、イベントの規模や派手さではなく、整備後の使われ方を検証し、その結果を実施設計、施工、維持管理・運営準備へ反映する考え方を記載すること。

提案様式4の施設・重要条件への対応方針においては、要求水準書に示す必須事項及び前提条件そのものを変更する提案ではなく、既往設計図書に示す設計条件及び設計意図を踏まえたうえで、使いやすさ、納まり、維持管理性、周辺環境への配慮等を記載すること。

4 添付資料の取扱い

- (1) 添付資料は、提案内容を補足するために必要な範囲で提出すること。
- (2) 添付資料として想定する資料は、配置図、平面図、断面図、利用シーン図、動線図、管理区分図、体制図、工程表その他提案内容を説明するために必要な図表等とする。
- (3) 添付資料は、実施設計図レベルの詳細図面を求めるものではない。提案意図が分かる範囲の図面、模式図、イメージ図等でよいものとする。
- (4) 添付資料は、A 3 判片面 3 枚以内とし、技術提案書全体の枚数は、添付資料を含めて A 3 判片面10枚以内とすること。

5 作成上の留意事項

- (1) 技術提案書は、要求水準書に示す必須事項及び前提条件に適合し、既往設計図書に示す設計条件及び設計意図を踏まえて作成すること。
- (2) 要求水準書に定める要求水準を満たしていないと町が認める提案は、採点の対象とせず失格とする。
- (3) 提案内容は、提案上限価格の範囲内で実現可能な内容とすること。
- (4) 副本を提出する場合は、応募者名、企業名、ロゴマークその他応募者を特定又は推測できる表示をしないこと。
- (5) 図表、写真、イラスト等を使用してもよいが、提案内容を分かりやすく補足する範囲に限ること。
- (6) 文字サイズは、本文について10.5ポイント以上を基本とすること。ただし、図表中の注記等については、判読可能な大きさとする。
- (7) 専門的な内容についても、審査委員が理解しやすいよう、簡潔に記載すること。
- (8) 提案内容に虚偽、不明確な記載、要求水準に適合しない記載がある場合は、評価対象外又は失格となる場合がある。